

五監委発第 58 号
平成30年2月26日

五所川原市議会議長 磯辺 勇司 様
五所川原市長 平山 誠敏 様

五所川原市監査委員 小田桐 宏之
五所川原市監査委員 稲葉 好彦

平成29年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定に基づき提出します。

監査結果報告

第1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の財政援助団体等について、平成28年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

・五所川原市特産品加工センター及び総合交流促進センター【主管課：観光物産課】

第3 監査の期間

平成29年10月2日から平成29年11月6日

第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

第6 主な監査項目

- ①基本協定書及び年度協定書
- ②指定管理者募集要項及び指定管理業務基準書
- ③定期報告書
- ④事業報告書
- ⑤財産台帳
- ⑥指定管理委託料に係る支出命令書
- ⑦預金残高証明書

第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の財政援助団体等について、平成28年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

- ・十三湖マリーナ【主管課：観光物産課】

第3 監査の期間

平成29年11月1日から平成29年11月30日

第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

第6 主な監査項目

- ①基本協定書及び年度協定書
- ②指定管理者募集要項及び指定管理業務基準書
- ③定期報告書
- ④事業報告書
- ⑤財産台帳
- ⑥指定管理委託料に係る支出命令書
- ⑦預金残高証明書

第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の財政援助団体等について、平成28年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

・五所川原市金木自然休養村管理センター【主管課：農林水産課】

第3 監査の期間

平成29年11月1日から平成29年11月30日

第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

第6 主な監査項目

- ①基本協定書及び年度協定書
- ②指定管理者募集要項及び指定管理業務基準書
- ③定期報告書
- ④事業報告書
- ⑤財産台帳
- ⑥指定管理委託料に係る支出命令書
- ⑦預金残高証明書

第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の財政援助団体等について、平成28年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

・立佞武多広場【主管課：観光物産課】

第3 監査の期間

平成30年1月9日から平成30年1月31日

第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

第6 主な監査項目

- ①基本協定書及び年度協定書
- ②指定管理者募集要項及び指定管理業務基準書
- ③定期報告書
- ④事業報告書
- ⑤財産台帳
- ⑥指定管理委託料に係る支出命令書
- ⑦預金残高証明書

第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。

監査結果報告

第1 監査の種別

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項による監査）

第2 監査の対象

本監査は、以下の財政援助団体等について、平成28年度の財務に関する事務の執行を主体に監査を実施した。

・金木観光物産館【主管課：観光物産課】

第3 監査の期間

平成30年1月9日から平成30年1月31日

第4 監査を実施した監査委員

小田桐 宏之 監査委員

稲葉 好彦 監査委員

第5 監査の実施要領

本監査の実施にあたっては、関係帳簿及び書類の提出を求め、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどし、所管事務事業が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかを主眼とし、五所川原市監査基準に則り公正妥当な監査方法により実施した。

第6 主な監査項目

- ①基本協定書及び年度協定書
- ②指定管理者募集要項及び指定管理業務基準書
- ③定期報告書
- ④事業報告書
- ⑤財産台帳
- ⑥指定管理委託料に係る支出命令書
- ⑦預金残高証明書

第7 監査の結果

監査の結果、軽微な誤りはあったが、概ね良好と認めた。